株式移転につき株券等提出公告

当社は、株式会社Ｊａｐａｎ　Ａｎｉｍａｌ　Ｃａｒｅ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓを完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年十二月十二日までに当社にご提出下さい。

令和七年十一月十一日

東京都千代田区神田東松下町一〇番地五

株式会社Ｊａｐａｎ　Ａｎｉｍａｌ　Ｃａｒｅ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ

代表取締役　仲田真紀子

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である中島崇賢が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十一日

東京都小平市花小金井六丁目三一番二一号

ＩＮＴＥＣ　ＥＮＥＲＧＩＥＳ

日本における代表者　中島　崇賢

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である石雨森が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十一日

横浜市中区長者町二丁目六番地七ライフレビュー横浜関内スクエア一〇一〇号室

ＷＥＥＩ　ＫＡＮＧ　ＥＮＴＥＲＰＲＩＳＥ　ＳＤＮ．ＢＨＤ．

日本における代表者　石　雨森

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資六十八万七千口を消却して二百四十四万千口とすることにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年十二月十二日までに当社にご提出下さい。

令和七年十一月十一日

東京都港区西新橋一丁目一番一号ＥＰコンサルティングサービス内

梅花特定目的会社

取締役　目黒　正行

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資百九万千口を消却して二百八十六万八千口とすることにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年十二月十二日までに当社にご提出下さい。

令和七年十一月十一日

東京都港区西新橋一丁目一番一号ＥＰコンサルティングサービス内

日暮里特定目的会社

取締役　目黒　正行

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資十二万千口を消却することといたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年十二月十二日までに当社にご提出下さい。

令和七年十一月十一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

Ｌｉｆｅｓｔｙｌｅ２特定目的会社

取締役　髙山　知也

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資六万八千口を消却することといたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年十二月十二日までに当社にご提出下さい。

令和七年十一月十一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

Ｌｉｆｅｓｔｙｌｅ２特定目的会社

取締役　髙山　知也

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を五千万円減少することとしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年十二月十二日までに当社にご提出下さい。

令和七年十一月十一日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

ＮＳ　Ｙｏｋｏｈａｍａ　Ｉｎｖｅｓｔｍｅｎｔ特定目的会社

取締役　長尾　誠

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を九千六十六万円減少することとしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年十二月十二日までに当社にご提出下さい。

令和七年十一月十一日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー

Ｌｉｆｅｓｔｙｌｅ１特定目的会社

取締役　中村　武

任意清算公告

当社は、令和七年十一月一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十一日

東京都杉並区阿佐谷南一丁目四八番一六号

合資会社平田商店

代表社員　小宮山倉平

任意清算公告

当法人は、令和七年十月三十一日をもって解散し、社会保険労務士法第二十五条の二十五第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十一日

東京都千代田区神田司町二丁目一〇番地ＮＯＶＥＬＷＯＲＫＫａｎｄａ六階

リンク＆パートナーズ社会保険労務士法人

社員　中　弥希

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を百億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年十一月十一日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

恵比寿特定目的会社

取締役　鄭　武壽

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二百二十二億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十月二日

掲載頁　九十五頁（号外第二二一号）

令和七年十一月十一日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

花月特定目的会社

取締役　鄭　武壽

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき、優先資本金の額を六三三一万一〇〇〇円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月十四日

掲載頁　一五六頁（号外第一六一号）

令和七年十一月十一日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー　クイーンズウェイ特定目的会社

取締役　髙橋　通彰

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき、優先資本金の額を四五億一八一六万二〇〇〇円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月十五日

掲載頁　四十四頁（号外第八十五号）

令和七年十一月十一日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー　メリルボーン特定目的会社

取締役　髙橋　通彰